

宮城県地方税滞納整理機構通信

納めLINE

平成27年度
第3号

納めてください(標準語)
納めらいん(宮城の方言)
納めLINE(通信紙名)

機構活動状況

平成27年9月末現在

今年度も半年が経過いたしました。機構では移管案件の早期着手・早期解決を目指し、日々、職員一丸となって調査差押等を行っております。

上半期の活動状況ですが、9月30日現在の徴収率は30.32%となっております。昨年度を3.26%上回っております。

また、研修事業におきましては、8月25日に機構OB職員を講師にお迎えし、徴収担当係長研修会を実施

徴収状況 (両年度とも9月30日現在)

	平成27年度	平成26年度	前年度 同期比
引受件数 (件)	796	841	▲ 45
引受税額 (千円)	800,663	854,696	▲ 54,033
徴収済額 (千円)	242,758	231,283	11,475
徴収率	30.32%	27.06%	3.26%

しました。貴重な経験を踏まえた話に参加者のみなさんは時折うなずきながら、熱心に聞いておりました。その後のグループ討議も互いの所属団体の情報交換を行い、有意義な研修を行うことができました。

下半期はこれまで以上搜索や差押えを中心に活動する計画です。今後機構の活動にご期待ください。

先進地視察

機構職員の
報告レポート

今回は、平成27年8月18日から20日までの日程で視察した、石川県県央地区地方税滞納整理機構と石川県中能登地区地方税滞納整理機構、富山県氷見市について報告いたします。

石川県の滞納整理機構は、当県と同様に任意団体として活動しておりますが、県庁集中型ではなく、県税事務所を一つの単位とした分散型の組織体制をとっています。石川県内17市町のうち15市町から構成されており、参加市町村は必ず職員を派遣しなければならず、派遣職員は派遣元の案件を百件程度担当しております。県職員については、個別案件は担当せずに班員の助言と指導に従事

しているとのことでした。引受案件については、個人住民税に滞納があることを条件にしております。また、滞納額がすべて解消されるまで返還しないという方針をとっているため、一度引受すると、返還まで長期化する案件が出てくるのが課題であるとの説明がありました。

石川県の滞納整理機構の場合は、分散型の組織形態をとっているため、調査や搜索等に移動時間がかからず、効率的な滞納整理を実施している印象を受けました。

また、滞納整理の方針については、県で統一した滞納整理マニュアルを作成していますが、あくまでも基本的な心構えを記載するにとどまっております。各徴税吏員が一括納付を原則として、各自の判断で滞納整理を進めている状況でした。

次に訪問した氷見市は、人口約5万人の市で、職員8名体制で徴収業務に取り組んでいます。平成25年度の市税徴収率は現年で99.0%、滞納繰越分で20.2%、全体で96.1%となっております。

滞納処分の基本方針としては、「徴収・差押え・処分停止欠損」を徹底して実行するということでした。

また、滞納を増やさないようにするため、現年度の滞納分を重点的に差押えにも積極的に取り組むところが印象的でした。特に債権の差押え

を中心に滞納処分しているようでした。滞納処分や時効の管理に関しては、進行管理表をもとに課長や課長補佐が進捗状況を管理して、課全体で徹底的に進行管理していることが高い徴収率を維持する秘訣ではないかと思われました。

今回の視察では、分散型の滞納整理機構の場合、財産調査や差押え、搜索のための移動時間が短時間で済むので、効率的かつ効果的な滞納整理を行えるという点では非常に大きなメリットがあると感じられました。今後、当機構についても効率的な滞納整理を考える上で、参考にすべき点であると考えられます。また、高い徴収実績を実現し収入未済額を減らすためには、現年度分を確実に徴収していくという基本姿勢が重要であると再認識することが出来ました。今後の県と市町村の協働徴収の在り方を考える上で、非常に参考となる視察研修でした。



石川県県央地区地方税滞納整理機構での視察風景

実録 捜索レポート

こちらからの通知には全く反応なく、各種財産調査を進めるも、これとした財産も発見されず、事前情報で判明していることは、半年ほど前に勤務先を退職していることのみであった。まずは本人との折衝を持つことが必要と判断し、滞納者宅へ捜索に向かった。

住所地へ到着し、玄関を開けたところ本人が在宅。連絡も無いため、財産調査にきたことを告げると、「何も無いから勝手に見る！」と開口一番の怒声。捜索宣言をしている最中も「そんな法律の事なんか知らないから、黙って入れ！」「立会人でも何でもなるからさっさと見やがれ！」など、怒声・罵声の連発だった。

まずは、落ち着くよう促し、捜索開始。玄関を開けた瞬間から分かってはいたが、足の踏み場も無いほど、物やゴミが散乱しており、その中に滞納者は座っていた。捜索員が足元に気を付け、各々の役割をこなす中、本人との折衝が始まった。

本人は、「役場のせいで滞納するようになった」としか言わない。「納税は国民の義務であり、義務を全うせず、役場のせいにするのは違うのではないか？」と問うも、「役場が悪い」との一点張り。話が進

まないため、現在の生活状況を確認しようとする。別の捜索員が書類を持ってきた。それは「障害者手帳と人工透析の管理手帳」であった。本人に確認すると、慢性腎不全により週三回の透析が必要であり、そのため、仕事も辞めるしなくなり、収入は年金のみとのこと。預金通帳を確認すると、直近の年金振込額は五万円を切っている。家賃は、三万五千元だが、当然、払えるわけもな



く、遅れているとのこと。普通に考えれば、生活保護を受ける状況であり、捜索した結果、換価価値のある財産も発見されず、かなりの困窮が伺える状況であった。本人へ「生活保護の申請をしてみようか？」と問うも、滞納がある後ろめたい気持ちや行政不信のせいか素直に受け入れられないようである。「収入があるときに、納

税しなかった事は大変問題である。しかし、現在の状況をこのまま続けられるのか？このまま生活が破綻している状況では、今後、ご自身が大変な思いをされるのではないか？滞納の件を解決するのも大切なことではあるが、まずはご自身の生活再建を考えましょう」と話すと、ようやく首を縦に振り、生活保護の相談をしてみるとのことだった。

今回のケースは、仕事を辞めた後、半年ほどで生活状況を確認することができたが、一ツタイミングを失っていたら、更に酷く困窮している状況であったかもしれない。

機構職員のツボイ又

今年度、某市より派遣されている職員です。思えば昨年末、来年の異動はないだろうと高をくくっていた私が、突然の呼び出しを受けた用件は、機構への派遣の話で、まさに青天の霹靂でした。さすがに動揺はあったものの、得がたい貴重な打診を断るはずもなく、すんなりと話はまとまりました。

もちろん何の心配や不安もなかったかといえは嘘になりますが、それ以上に機構で働くことで得られる経験と人脈が勝るものと思ひ、赴任することにいった次第です。

そしていよいよ始まった滞納整理。徴収業務はおろか税務行政に携

わったことさえなかった私ですが、立ち止まっていらぬ考えを巡らせる余裕などないほどであったという間の毎日でした。この半年間、一ツ新しいことを覚えたと思ったら、今度は三分からないことが見つかる。学びと自己研鑽、その繰り返しです。

我々の業務は借金の取り立てではありません。額の大小にかかわらず断じて滞納は許さないと徹底的に姿勢が何より大切である一方で、その先の生活再建を見据えた折衝を心がける必要があります。調査と折衝を並行して進めながら、それが一定の段階に達した案件については、速やかに処理の方向性を見定めて、的確な判断を下さなければなりません。

その見極めこそ、滞納者を「みる」目を養うということであり、我々徴税吏員に求められる判断能力だと思います。滞納原因を探り、納付能力を判定して、案件ごと原因に応じた徴収手続きを遂行できる徴税吏員になれるよう、これからも取り組んでいく所存です。

ご意見・ご要望はこちらへ

宮城県地方税滞納整理機構
（宮城県総務部地方税徴収対策室内）

〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL 022-211-6688
FAX 022-211-2289

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/choutai/